

紹介手続基準

- 1 会員は、宅地または事業系用地の購入を希望する者（以下「申込者」という。）があった場合は、宅地譲受申込書（事業系用地にあつては別に定めることとする。）にスカイタウンつつじが丘宅地分譲紹介報告書（別記第1号様式）を添付し、乙を経由のうえ甲に提出するものとする。
- 2 甲は宅地譲受申込書並びにスカイタウンつつじが丘宅地分譲紹介報告書を受理し、必要と認めたときは、申込者の意思確認を行なうことができるものとする。
- 3 紹介の成立は、土地売買契約を締結し所有権移転が完了したときにおいて、紹介があったものとし、甲は速やかに乙にその旨を通知するものとする。
- 4 甲は、紹介が成立した場合は、紹介に係る宅地の売買代金の100分の3及び消費税に相当する額を、また事業系用地にあつては売買代金の100分の1及び消費税に相当する額（この場合の上限は1,000万円及び消費税に相当する額とする）を手数料として会員に支払うものとし、会員は申込者に対し名目の如何を問わず一切の金品を請求できないものとする。なお、上記3%（事業用地の場合は1%）に相当する金額は1,000円未満を切り捨てとする。
- 5 会員は、紹介が成立したとき、紹介手数料の請求を甲に行うものとし、甲は請求書を受理した後、速やかに会員に支払うものとする。